

# 未発表の西岡虎之助『講義録』（1938年分）全文紹介

68期・鳥取県立倉吉市河北中学校教諭

小林 真侑

和歌山大学教育学部

海津 一郎・山村 恭平(67期)

2021年1月15日 受理

## 1 解題 地域文化コミュニケーター教員の養成（海津 一郎）

本稿は、68期日本史ゼミ生の小林真侑著『西岡虎之助の教育—講義録から考える西岡が目指した教育—』（2020年提出卒業論文）の「史料編」である。小林論文については、すでに和歌山大学紀州経済史文化史研究所の紀要41号（2021年刊）にて掲載されたが、制限枚数の関係で3講・4講分のみ翻刻・分析された。本稿は、小林氏の翻刻した1938年後期分9講すべてを掲載して、西岡史学の全体像を復元したい。なお、本誌同号には、続く1939年分の講義が70期生によって掲載される予定である。小林氏の方法に学んだ成果である。

私が小林論文に特別の注目をして成果の公開を勧めた理由は、一もとより民衆史学の先駆者西岡のなまの声を伝える初の講義台本の発見に他ならないが一、①史料発見に至る探求心（偶然も含めて）、②手書き台本の難字体を解読した執念・執着心、③自身の力で論理構成を志した責任感である。このいずれも、教育者として不可欠であり、現代の中等教育に欠落していると思う故である。これには所属運動部女性主務としての統制力や、博物館学芸員資格取得過程で学んだ史料調査法蓄積がベシクにあるためだろう。私はかつて（川本治雄学部長の教職大学院構想）「地域文化コミュニケーター」のシステムを和歌山県教委と進めたが、具体的な人材養成はもっぱら日本史ゼミにてモデル化していた。この小林論文を奇貨として、在任期間中、日本史ゼミの西岡共同研究を広めていきたいと思う。西岡虎之助と講義台本発見の意義については、上述の和紀州研紀要41号を参照いただきたい。地歴教員必修授業では、「トラ（之助）になれ」を合言葉に、模範にすべき和歌山大学教育学部の大先輩として監督映画を見せている。

## 2 史料翻刻 西岡虎之助『講義録』1938年後期分9講義（小林 真侑）

（13年9月）

### 一講

前学期の終りに述べたやうに、神社における最高司祭者、例へば宮司等は、その神社のもつ神領に対しては、領主的性格を帯びるやうになった。この性格は、云ふ迄もなく経済的性格であるが、それが彼等が、朝廷から補任せられたる司祭者一宮司であるといふ(政治的)性格と相俟って、地方における高い社会的地位を築き上げ、大きな俗的勢力を擁することになった。而かもかかる高い地位、大きな勢力に対しては、勢ひその地位職掌に関して言ひ分を持つ者によって、第一にその地位職掌を競望し争奪するといふ現象が生じ、第二には、その結果として有勢なる宮司の家柄の人々（一族）によって、各地の神社の宮司の地位職掌が独占せらるるといふ現象が生ずる。さふしてかかる二つの現象の展開状態を述べるに当って、理解し易くするために、第二次的現象である所の独占状態からして説いて置いた。それに関する例證(実例)を幾つか挙げて置いた。

所でこれらの例証を通して、独占の過程を考察してみると、そこに前述の第一の現象である所の宮司職をめぐる競望と争奪の現象がある。この現象において二つの類型を求めることが出来る。第一は、神代以来の司祭者に代って、別な氏族が宮司の地位職掌を独占する場合であって、この場合は異氏族の間の争となる。

第二にこれとは反対に、同氏族ではあるが、(祖先を同じにする)その子孫の代になり、系統を別にする者の間に宮司職を廻って争が演ぜらる場合である。尤よりこれら二つの類型は、必ずしも或神社には第一の類型があり、或神社には第二の類型があるといふ訳ではなくして、永い期間を通じて歴史的にこれを眺むれば、同一の神社にして二つの類型を経験してゐるものも少くはない。或は全く二つの類型の何れとも経験しない神社もある。要するに神社を通概すれば、以上の二つの類型を発生するといふのである。

先づ第一の場合、即ち神代以来の司祭者が血統を異にする氏族の人々によって宮司職を代位せらるる場合につ

いて考察する。已に前に述べた幾つかの例によっても、この場合に該当するものが少くはない。まづ伊勢神宮において、古くからの司祭者である宇治氏や渡会氏が否定せられぬまでも、少くも下位に立って、中央政界に対立し藤原氏と祖先を同ふする大中臣氏が司祭の実権を握るに到ったのもこれである。常陸鹿嶋神宮においても遠く昔官命の子孫たる鹿嶋氏が司祭者であったのに、上古の後頃から中臣氏が宮司になって実権を握るに到ったし、下総の香取神宮にあっても、経津主神の子孫たる香取氏が司祭してゐたのを平安時代の以前に大中臣清暢なる者が宮司を襲って以来、代々中臣氏が実権を握るに至った。(香取氏子間)

更に伊予の大三嶋神社について見るに、古くから越智氏(孝霊帝の子孫と称する)が司祭者であったが、堀河天皇の康和元年に当時の神主越智四郎達成が河内介賀茂吉成なる者を「打失」つ為に、その罰科によって神主職を止められ、豊後守中原成資が代って補任せられた。つまり、越智氏から中原氏に移ったわけで、この中原氏をもって「是京神主始」と同社ではしてゐる。当時同社は知足院(忠実)一藤原撰関家を領家として荘園化してゐたが、神主職が替ると共に、撰関家が同社の預所をも帯したのであった(三嶋神社文書)。随って神主職の改補は、藤原撰関家の意志によって行はれたわけであるが、これと趣旨を同うして、時の政府の命、つまり官命によって司祭者が改補せらるる場合も少くは無い。前に述べた下野二荒山神社へ貞観二年始めて神主を置き中臣氏をこれに任じたといふのは(三代実録)恐らくこの形態であらわし、筑前高良社の宮司として、天元二年宗形氏を補任したのも、この形態、旧神職家を否定して、官命によって、新神主家を定めたものである。(筑宝記)。

更に大和春日社に於ても、またこの形態を見る。春日社の社司には両院(大中臣氏(北院)

と中臣氏(南院))があった。初め中臣氏が奈良朝時代の中頃、常陸鹿嶋から神を奉じて奈良京に来て、春日社の神官となった。その中臣氏の子孫は僅に分れて九家(辰市二、大東、東地井、新、今西、大西、富田、南)に分れこれを総称して南郷といった。この中臣氏の南郷族の神官としての名称は預であつて、先づ新預となり、権預、正預に順次進むが、その正預はこれを「社中事無大小皆専修行」する所からこれを修行として、権威を振った。次に、北郷の大中臣氏は、その後に朝廷から差遣はされて奉仕したもので、宛も伊勢神宮における祭主の如きものである。その子孫は七家(中東、正真院、西、中西、向井、奥、奥田)で総称して北郷といった。この譲は河に新権神主、次に権神主、神主。かく北郷の大中臣氏は朝廷の命によって置かれたのである所から、固より崇貴な地位を占めてはゐたが而し、中臣氏は神を奉じて来たといふ由緒の故に家柄であるが故には中臣氏の神主が現れてからも、決してそれに譲らなかつた。若宮神主になる家柄もまた中臣氏から出でゐるので、これも後には二家(新薬師、千鳥)に分れ総称には若宮といった。兎も角も春日社においては南郷、北郷、若宮の三派に分れて、それぞれ族人を以つて、仕丁の大幫に到るまで満たしてゐた。この三族を三郷といひ或は三方ともいったのである(続南行雑録)。

この春日社の場合のやうに、司祭の家が子孫の代になって分烈さる場合ももとより多い。山城松尾社においては、初代秦氏がこれを祀つてゐたが後には占部氏も交るやうになり、その秦氏も南家と東家とに分れてゐる(摂州府書)。而しかかる場合には、一方が他方(旧来から司祭者である)に替つて強い司祭者となる場合(第二の場合)も少くはない。のであるが、さうした場合には、平和裏に続行する場合は寧ろまれで、しばしば之に奪争が現はれるのである。但しこの争は同族の場合に限らず、異氏族の者が代る場合にもまた演ぜらるるのは云ふまでもない。次にそれについて一度考察を加へる。

## 二講

宮司、神主などの最高司祭者の地位職掌に対する争奪の現象は、同族の間において、最もしばしば起る。これは神託の司祭者は、祭神の子孫がこれを勤むるといふ原則から当然来るので、祭神の子孫であれば、誰でも司祭権をもつてゐるといふ所からして、一族に頭角(血縁、才能、社会的声望勢力)を表すものがない場合に、しばしば起るのである。延暦廿三年六月丙辰(13日)に、常陸国鹿嶋神社、越前国気比神社、能登国気多神社、豊前国八幡神社等の宮司職に対して、「人懐競望、各称譜第」るからして、自今以後は、神祇官で旧記を擁して、常に「氏中堪事者」を簡んで擁補して太政官に申告せしめてゐるが(日本後紀12)、この場合に競望する人々が、何れも譜第(一族)と称するといふ限り、司祭者の資格としては、一族であるといふ条件が□□であることがわかり、随つて政府が決める際にも、氏中(一族中)の有能者から之らに之にもなつてゐるのである。かやふに他氏の者ですら、同族なりに偽つて競望する位であるからして、真実の一族である者が、この争に参加する機会が多いのは云ふ迄もないので、一例を挙げると、天永二年七月の頃、撰津住吉社の神主職に対して、氏人有元と、権神主俊元の二人がこれを所望してゐる。この二人はともに津守氏出身の同族で、その血縁関係を示すと(住吉社神主并一族系)、

國長 = { 廣基 — 俊基  
有基

であって、叔父、甥の関係になってゐるが、その地位から云へば、恐らく年齢の関係から来たのであらふ、有元は異なる氏人であるに反して、俊元は権神主である。また血縁から云へば有元は嫡流である。かかる族縁関係よりして、双方とも神主職に対しては、それぞれ云ひ分をもってをり、それが為に争つたのである。この争について、朝廷側の多くの人々の意見では、朝廷に従ふべしとするのであったが、中納言家定等二人だけは、氏上臈を以て神主職に定めるやう意見を立ててゐる(中右記天永2、9、29)。

以上のやうに兎も角も一族であるといふことが物を云って、競望の種となるのであるが、かかる形態をやや変へて、つまり変態的形態の下に司祭者の地位を奪ふのは、婚姻による場合である。すなはち他氏の者が、従来の司祭者の人の女と結婚することによって、司祭者の地位職掌を乗取る場合であって、一族が争ふのを第一の場合とすれば、これは第二の場合で、準一族の争といふこととなる。この場合の例として、先づ挙げべきは、尾張の熱田社の場合である。

熱田社の司祭の大宮司職は神代から尾張氏であった。平安朝の末期に大宮司尾張員職(カズモト)があつて頗る威勢を振つたらしいが、(宇治拾遺物語三ノ十五)、その員職の娘が藤原季兼といふ者に嫁いで季範を生み、その季範が外祖父員職の譲を受けて熱田大宮司となり、それより以来季範の子孫が大宮司職を世襲にした。つまり尾張氏から藤原氏に移行したわけである。而してこの移行には、熱田大明神が「櫻花ちりなむ後のかたみには、松にかかれる藤をたのみむ」といふ託宣の和歌を降したので、尾張員職(大宮司)は外孫摂政季範に大宮司職を譲つたのであるといはれる(玉葉集廿)。これによると、平和裡(手段)によって大宮司が尾張氏から藤原氏に移つたやうではあるが、それは一種の代借であつて、事實は必ずしもそうではなく、強制的手段が伴つてゐたものと思はれる。季範の父季兼は参河国額田郡を根據とする土豪で尾張国目代を務めてゐるといふやふに(尊卑分脈7)俗的勢力をとつてゐた時からして、尾張(大宮司)家と婚姻を結び、その勢力がものを云つてその子季範をして大宮司を乗取らしめたものといふべきであらう。(頼朝會雜誌第四号)。

このほか、紀伊熊野社の別当家が、初めは熊野国造の子孫であつたのが、平安朝時代の中頃から藤原寛方の子孫によって、受けつがれ、更に末期になって、源氏家の子孫へ移行した如きもまたこの類型といふべきであらふ(尊卑分脈)。但しこれについては、尚詳細なる研究をなす余地があるが、兎も角も、神代以来の家柄が後になって有力なる他氏によってその地位職掌を奪はれたことは確実である。以上は婚姻を通じての場合である。

更に第三の場合として全く他人が力づくで司祭の地位を奪取する場合である。その著しい例を挙げるならば、近江国佐々木神社の場合がある。この神社は蒲生郡の土豪佐々木氏(大彦命の子孫と称する)が古くから祭子所の氏神社であつた。而してその佐々木山氏は神主として土豪化し、その所領は平安朝の中頃から莊園化して佐々木莊と云はれ、神主職とは時にこの莊園の下司職を務めてゐたのである。然るに平安時代の末期に於て、宇多源氏の源経方なるものが現はれて、先づ佐々木神社の神主職を乗取り、引続き佐々木莊の下司職を奪ひあつたり、自ら佐々木氏といふ。つまり第一に家督権をとり、第二に経済権を乗取つたわけで、これよりのち旧の佐々木山氏は、新しい宇佐源氏を佐々木氏と区別するために、本佐々木氏と称し、莊内の一部の田地をもつことになり、莊内全体の知行兼は佐々木氏に代り、その支配に立つやふになった。(歴史と国史学四ノ五、尚詳細ナコトハ目下研究中)。

この佐々木神社の神主職の場合は、他氏の者が、これを乗取り、従来の司祭者はその下風に立つ場合である。かの事例はその他にも極めて多い。而してかかる場合の外に、他氏の者が司祭者として割込んだものの、旧来の司祭者の地位を圧倒することが不可能の結果として、ついに双方が交替的に司祭者の地位を占めるといふ場合もある。宇佐八幡宮の宮司としての宇佐、大神氏の場合の如きこれである。

### 三講 和歌山大学紀州経済史文化史研究所紀要41所収につき略

### 四講 同

### 五講

以上述べたやうにして、宇佐神宮に於ては司祭権を競つて、宇佐、大神二氏が争奪を続けたわけで、これを客観すると大体に於いて交替してその職に備つたものといへる。つまり一方が司祭者となれば、他方が之を攻撃してその地位を奪はしめて自らこれに替るが、それも又攻撃せられてその地位を去り一方が之に替るといふ過程を繰返してゐたのである。かかる交替といふのが一つの型である。この外に前に述べた如く、司祭権に云分のない者が、旧来の司祭者の地位を乗取り、それに全く入替るといふものも一つの型である。かかる二つの型は、奈良平安時代を通じて神社を大観して得らるる類型である。勿論神社のすべてがこれら二つの型のうちの何れかをもつといふのではないので、神社によっては、かかること様が全く起らず、平穩無事に過ぎたものもないわけで

あり、また中には旧司祭者の地位を争奪しやうと、企てても、結局無駄に終り、旧司祭者の子孫が□□ぎなくその地位を世襲にして□る場合もあった。その一つの例証として出雲大社の場合を挙げる。

出雲大社の司祭権は、神代以来、出雲国造家がこれを世襲にしてゐた。(奈良平安時代を通じて)。然るに平安朝時代の末になって、他の神社(多くの)におけると同様に、大社の社領の押領を目ざして、その領主職に関する神主職及び惣検校職への地位を競望する者が現はれて来た。すなはち国造兼忠(天承元年任)の時代に内蔵忠光なる者が、讃岐院(崇徳上皇)の院宣によると号して、謀計を巧み社務を押領せんとした。それで国造兼忠は、京都に上りこれを朝廷に奏聞した所、忠光の謀計隠れないことが認められ、為に朝廷は檢非違使廳に命じ判官兼重に看督長、下部等を副へて出雲国に派遣し、忠光の身柄を捕らしめた。その時忠光は神殿の下に古屋の萱を運積んで放火を企て神殿を焼払うと企てたが、結局それも出来ず、逃げ去せてしまった。それで朝廷では、彼の子孫は永く社務に預ることを得ずといふ旨を下して一旦事件は落着した(千家文書四、建久二七一出雲国在廳官人等解)。この忠光は如何なる事情によって、社務押領の謀計を企てたか明ではないが、こののち源平合戦を機会として、彼の子資忠は又もや社務押領を企ててゐる。

源平合戦時代は社会の秩序の乱れた時代である。この傾向は出雲大社の上にも反映して、その統制が乱れたやうで、大社関係の面々の輩は、各々私威を耀して張行した(千家文書三元暦元、十一、廿九伴実平下知状)。而してこの機会に乗じて巧みに鎌倉の武家の棟梁源頼朝に策動して、大社の司祭権を掌握したのは、かの内蔵忠光の子資忠であった。当時神主、惣検校職は国造孝房であった。然るに文治二年五月三日に至り、頼朝は孝房の惣検校職を停止して、資忠をこれに替補してゐるのである。(吾妻鏡)。惣検校職の獲保は、神主職の獲保でもあったらしく、こののち資忠は神主と称してゐる。かくて資忠は大社の実権を握ったわけであるが、それは一に頼朝を頼りその武力を背景としたに因るのである。

すなはち資忠は、文治五年自ら遙ると鎌倉に出頭して、頼朝から新願の依頼を受け、出雲に参る時には神馬一疋を付属せられてゐる(吾妻鏡)。更に同年末に資忠は又々鎌倉に出頭した。然るにこの時には、「管領一社、仁、出雲官中凌数日行程、下向己及兩度、太背御意」といふわけで、鎌倉の頼朝も同末両家を避けてゐたが、翌六年正月四資忠が歸国するに當って、神慮もあることといふので劔一腰を資忠に付して、献納してゐる(吾妻鏡)。

かかる資忠の策動に対して、国造孝房は専らこれを朝廷に訴へ、その地位の回復を圖つたものらしいので、かの資忠は鎌倉を發足した数日後の十三日(文治六、正十三)に、京都朝廷から鎌倉の頼朝に対して、資忠が関東御祈禱禱師と号して威を振り朝廷の召喚にもそれに応ぜざるのみならず、潜む東国(鎌倉)に下向する由の展開があるから、必らず彼の神主職を改替すべしといふ抗議を送つたが、頼朝はこれに取合はずして「凡如比類事、非口入限」と返報してゐる(吾妻鏡)。明に資忠支持の態度である。

然るにここに当時国造孝房に有利な現象が起りつつあった。それは当時大社の遷宮に當つてゐたことで、この遷宮は慣例として国造が必らずその事を奉行するといふことになつてゐた。即ち遷宮の際に御体を懷き奉るのは国造に限るので、異姓の他人は決してこれにあづからないのである。かかる慣例に対して、資忠が如何に武家の勢力、頼朝の威光を笠にきてゐても結局役に立ずして、彼の神主、惣検校職は否定せられ、国造孝房は再び、旧職に復することを得たのである(千家文書三建保二八一新院庁下文)。この時の遷宮は建久元年六月のことであるが、この後にも資忠は司祭権につき望をすてず、国造孝房と争つたやぶであるが(千家文書四建久二、七、一出雲国在廳官人等解)、目的を達せず、国造家が依然としてその地位を保つてゐた。つまり古来からの因襲的勢力が新興の武力に打勝つたわけである。(前に云ふ、こののち建保年間にも、国造孝房の外戚の親類であつて、且つ出雲国官人たる中原頼長の男たる孝高が、孝房の男国造孝綱と、神主、並に惣検校職を争ふてゐるが、この時にも、結局、孝綱は斥けられて、国造家が依然としてその職を保持することになつてゐる。更に下つて吉野町時代に入つて、国造家は兄弟の二人の子孫に司祭権があり、ここに千家、北嶋両家に分れ、交替して司祭の地位に坐ることになつた)。

兎も角も以上のやうにして、出雲大社においては、他人の競望があつたにも関はず、それを払ひ凌けて、神代以来の国造家が世襲して司祭権を振ひつづけたのである。

## 六講

以上述べた所は神社の司祭者の地位職掌を巡つて演ぜられたところの争の諸種の形態である。その形態をまとめてみると、第一には大化改新以前の旧氏族が引続き司祭者の地を保持する場合で、出雲大社を始め日前宮の紀氏、阿蘇社の阿蘇氏、住吉社の津守氏の如きその代表的事例である。勿論之の形態にした所で、一族間の争といふものは絶無ではなく、却つてしばしばあつた。が一族であるから、争の当事者の何れも司祭権が移つたとしても、結局は旧体の氏族の血縁は絶えないわけである。更に第二の形態は、大化以前の地方氏族が当時の発展に伴ふ新しい社会情勢に応じ切れなかつた所から、司祭者の地位に當つて、新しい地方氏族が割り込み運動をなし、終

に旧氏族の司祭者を圧倒して、この新氏族が替って司祭者になり切ってしまう場合である。而してこれには実力によって奪ふ場合と、平和手段つまり結婚を通じて替る場合と、朝廷の政策上から替る場合の三つの場合がある。実力で奪ふ一例は近江の佐々木社における場合で、旧氏族たる佐々貴山氏を倒して、宇多源氏の佐々木氏が司祭者になった。平和手段の婚姻による場合の一例は尾張熱田社の場合で、旧氏長者たる尾張氏は、その女子の勢たる藤原氏にその司祭者の地位をゆづった。また官命による場合の一例は、伊予大三嶋社の場合で、旧来の越智氏に替って京神主の中原氏が司祭者になった。更に第三の形態は、第一、第二の中間を孕むもので、旧来の司祭者なる旧氏族と、新競望者なる新氏族とが交替して司祭者の地位を占める場合で、豊前の宇佐神宮の宇佐、大神両氏の如きこれである。

而してかやふな司祭者の地位相続に諸種の形態を生ずるやふになったのは何時か。つまりその基本となる時の事情は何であったかといふなら、神社の司祭者が社領(神領)の私的領主的性格を帯びて、私的支配権を樹立したからである。その私的支配権が□□たる社領は、神田等を始として、神位田、及び土地経済体化する神封(神戸)を中核として発展したもので、これら社領に対しては、封□にあつては中央政府を代表する地方官国司が直接神社の司祭者と共にこれを支配権を行使したのであったが、律令政府がゆるむに伴って、漸次国司の支配権は後退し、それに反比例して、司祭者の支配権は前進して、終に社領を自己の所領の如く支配するに至った。而もその支配たるや只に経済的にのみならず、政治的にも支配権を確立して、警察権までももつやふになった。伊勢神宮の場合の如きは、この代表的事例だといふべきである。

かくの如くにして神社の司祭者は社領の私的領主になった。この場合、私領主、つまり土地に対する私的領主の成立は、前に述べたやうに、律令政治—中央集権的な政治組織における経済的部面がゆるんだ所に生じたわけで、随つてこれは神社の司祭者としてのみ私領主を出現させたわけではなかったけれども、神社またはその司祭者といふ公的機関または公的地位を拠り所としただけに、他の場合に比較してより有利にまたより早く私領主といふ性格をもつことが出来たのである。他の場合の一例として、前に述べた郡司などの場合と比較して、神社の司祭者にあり有利に私領主になり得たわけである。

而してかかる土地の私領主となること、つまり政府の支配から独立的な地位を占めて領土をもつといふことは、土豪の性格としては、欠くべからざるものであった。この土豪としては、大化以前においても同じく存在した。しかしその頃の土豪は氏族制の上に立つものであった。氏族制は経済的にいへば人とふを中核要素とする経済組織である。随つて当時の土豪もこの人を経済的基礎とするものであった。且つその上に宗教的要素を手分にもつものでもあった。かくて大化以前の土豪は、大体において、経済的、宗教的要素をもつものであったといへる。然るにかかる土豪は大化改新を期として、□時的には消失したわけであるが、幾くもなくして、これが再燃するやふになって、新しい土豪の成立を見るやふになった。その土豪をして最も顕著に現はれたのは神社を中心とする土豪であつて、この土豪の特徴としては、大化以前の土豪と同様に宗教的性格をもつは云ふまでもなひが、その基礎となる要素(経済的)は、人ではなくして、土地といふものを中核的要素、代表的要素とするものであった。かくて土地的経済の性格が濃厚であるといふことが、最も両者を区別する著るしい特徴であるが、これも略概的な性格、つまり、土地的経済の基礎の上に立ち兼ねて宗教的性格を多分にもつ所の土豪としては、この神社の司祭者の外に、寺院を中間として台頭した土豪があつた。これより、それについて述べる。

(第三章 地方氏族と新官職との結合による土豪の成立)

## 七講

### 第三節 寺院の檀越等になる土豪

佛教が日本に伝はつたのは、欽明朝であると通説にはなつてゐる(欽明紀)。もちろんこれは、仏教が朝廷または政府と交渉を生じた場合に関してであつて、民間には是より先來に伝つてゐたものと見て差聞ないであらう(扶桑略記三)。而して朝廷と正式に交渉が生じた場合に、当時起るべきは、これを採用すべきや否也といふ問題であつて、それが政治的事情とからんで、激烈なる争が起つたが、終に崇佛派が勝利を占めて、ここに佛教は公然と我々に存在することとなつた(欽明紀、敏達紀)。然らばこの場合に仏教は如何なる方法形態によって流布保護していったかといふと、当時は藤原氏族家の時代であつて、時にその末期に属し大氏族を出現せしめそれらの大氏族が従來氏族団体の共有的主□存であつた所の土地・人民を、私有財産化してゐたのであつたからして、仏教が伝播する為に根を下す為には、当然これらの大氏族と結合して、それを細胞してゆくのであつた。

而してかく大氏族と結合し、これを細胞にして流布するに當つて如何なる現象が先行するかと云へば、これら大氏族によって寺院が建てられる。つまり氏族の力によって佛教流布の源である所の寺院が営まれるといふことである。氏族建立の寺院は云ふまでもなく私寺である。次にその定例について見やふ。

(貼紙)「崇峻朝に」聖徳太子が物部守屋をお滅ぼしになつた結果として、四天王寺(撰津)をお建てになつてゐる

(崇峻紀)。太子が佛教をあつく崇敬せられ給ふたことは申すまででない。大和橘寺も太子の御建立である。随つてその御一族もまた篤く、崇仏し給ひ、寺院を御建立になってゐる。太子の御母によって大和中宮寺が営まれ( )、同く大和の法隆寺は太子の皇子山背大兄皇子によって、建てられ、( )てゐる。皇族は当時一つの氏族関係と見なすことが出来るから、その御建立の寺院もまた氏族の私寺の類型に入れることが出来る。そのほか皇族によって営まれた寺院をあげると、大和熊凝精舎は、舒明天皇が皇子でおいでの時の建立であり(大安寺伽藍縁起并流記資材帳 欽明紀)、同く大和久米寺は、用明天皇の皇子に拠つて営まれ( )、同く大和笠置寺も天智天皇の皇子によって建立せられた(橘寺像起集)。

かかる皇族といふ特殊の氏族によって建立せられた私寺のほか、純然たる氏族によって営まれた寺院も、云ふまでもなく多くあった。かの佛教が正式に入る前、継体天皇の時代に、十六年大唐漢人案部村主司馬達が春に入来朝して、草堂を大和国高市郡坂田原に結び、仏像(大唐神)を安置して、帰依礼拝したといふのは(扶桑略記二所引日吉山薬恒法師法華験記に引く延暦寺僧禅岑記)、これを別としても、欽明朝以後においては続々と祀はれてゐる。まづ聖徳太子とともに仏教興隆に力を致した蘇我氏においては、馬子が崇峻朝に大和桜井寺を建て(崇峻記)、また大和に法興寺を建て(崇峻紀、推古紀)その子稲目は石川宇舎を営みて(舒明紀)ゐる。河内国野中寺も蘇我大臣の建立であるといはれる( )。蘇我氏の外にも多い。大和坂田寺は推古朝に鞍作鳥の建立したものである(推古紀)。同く推古朝に秦河勝は山背之廣隆寺を建立してゐる(法王帝説)。大和の山田寺は倉山田石麻呂の建てたものであり(法主帝説案書)、山背の山階寺(厩坂寺、興福寺)は中臣鎌足の建立であり(鎌足伝)、大和葛城寺は葛城氏の建てたものであり(推古紀、法王帝説)、同く大和の當麻寺は当麻国見の建立にかかり(諸寺建立改第一鎌倉時所考)、三井寺は近江の氏族大友皇子の建立であり、河内の西琳寺は河内の氏族綾氏の営んだものである。

かくの如き氏族建立の寺院は極多かつた。これらはその政治的性格から云へば、前述のやうに私寺である。この私寺にも、天皇または国家建立の勅願所系官寺といふべきものとこの間にないではなかつた。例へば法隆寺( )、近江の石山寺( )、同く近江の崇福寺(天智天皇勅願)、薬師寺の大和(天武帝勅願)などは何れもこれである。加て、初は氏族建立の私寺の性格のものでも、後に官寺の性格もつものも少くはない。例へば、大和熊凝浄舎は、天武朝に高市大寺と改めて官寺になってゐる如きこれで、同寺は更に大官大寺となり、奈良京に移轉しては大安寺となる(額安寺は旧地のあり)。川原寺も天武朝に官寺に昇格してゐる。而してかかる私寺の官寺昇格は、大化改新以後に行はれてゐることは注目すべきである。大化改新は、上古の氏族制度否定の退却である。随つて氏族建立の寺院も勢ひ否定せらるべき運命にあつたが、同時に政治は佛教を否定せず、一面において佛教といふ新文明を一つの要素として新政治を抛立し、新社会を出現させんとしたものであつた所からして、この矛盾を解決するの必要があり、その解決策の一つとして氏族の私寺のうちから国家的見地よりして必要と認むるものは、これを官寺に昇格させるに到つたのである。而して、この傾向は、大化改新政治が愈々整頓してゆくに随つて、強くなりつつあつたわけで、都が飛鳥寺から藤原宮更に奈良京に移るに随つて、官寺への昇格は多くなつていった。

## 八講

特に聖武天皇が東大寺を始めとする諸国々分寺を建立し給ふて以来(三代格三 天平十三、二、十四官符)、その中心にははかにふえた。東大寺等が官寺であることは、天平勝宝元年四月朔日、天皇が東大寺に行幸なさつた時の宣命に「新造寺乃官寺止可成波官寺止成賜夫」とあるので分る(聖武紀)。こののち大体に於て官寺の時は増していったので、平安朝時代の初期における或場合の一例を挙げるならば、陽成朝の元慶四年十一月廿九日使勅を遣はし功德を保せしめた官寺としては、東大、興福、元興、西大、薬師、大安、法隆、招提、延暦、新薬師、四天王、香山、長谷、壺坂、学福、梵釈、現光、神野、三松、子嶋、□内の二十一ヶ寺である(陽成紀)。この外にも官寺の数は多いのである。天平元年八月、近江は紫受郷入山寺を官寺としてゐる。(聖武紀)

而して官寺には国分寺の外に定額寺と勅願寺または御祈願寺等の区別があるが、これらの各称は、大体において膳氏の□称に伴ふ所の官寺の代表的称呼でもある。定額寺の初見は聖武朝の天平勝宝元年であつて、東大、法華、大安、薬師、興福、弘福、法隆、四天王、学福、新薬師、□楽、下野薬師寺、筑紫観世音寺、外諸国々分寺である(聖武紀同年七、乙巳)。この定額寺は国家の寺院といふ性格をもつに比較して、やや類義の寺院は勅願寺であつて、これに天皇、皇后、大上天皇、等の寺院といふのでこの称呼によって呼ばれる官寺は平安朝時代初期に現はれてゐるので例へば天台山定心院、四天王院、貞観寺、元慶寺、仁和寺、醍醐寺、法隆寺、延暦寺、大日院、雲林院の如きこれである(新儀式)。また御祈願寺は勅願寺と同じであるが、更に官寺としての意義は狭くない。又この称呼によって寺院を呼ぶことは、時代が下るものと思はれる。(注記\*) (同\*\*)

かやうに官寺にはその称呼に変遷があり、それに依つて殊に性格にも変化があるわけである。けれどもその成

立については、ほぼ同様の経路を辿っているもので、それを類別すれば二類型に分れる。第一の類型は、国家(政府)または天皇によって建立せられた官寺で、国分寺等これである。第二の類型は、私寺を公家に託属して定額寺、勅願寺等の官寺に昇格させたものこれである(新儀式五点時)。延暦十七年七月、僧延鎮と坂上田村麻呂と同心合力して建立した山城国清水寺を、同二十四年に奏請して寺地を永く施入し桓武天皇の御願寺としてゐる(清水寺縁起)。(貼紙)「貞観十六年十二月五日撰津国島上郡悉檀寺を官寺としてゐる。この寺」はもと私寺であったが、同五年に官に請ふて延暦寺の別院(天台別院)となり、茲に到って官寺となったものである(類聚国史180佛送)。元慶五年三月十三日に、山城国愛宕郡粟田院(円覚寺)を特に官寺と山城国牧□をして之を知らしめてゐる。この寺は元々太政大臣藤原基経の山荘であったもので、清和太上天皇がここにお住みになり、ここで御出家になった、その遺遷であるといふので官寺に称にした(陽成紀)。(注記\*\*\*)

然らば何故に私寺を官寺に昇格させたか。これは官寺の占むる優越なる特権に基づくのである。その特権としては、僧侶が身分的に国家の宗教官人となることと、経済的にも国家の保証が伴ふからである。このうち経済上の国家的保証の実物としては、田園等の土地の要素と、正税稲・銭等の物的要素とに分れる(新儀式五点時)。天平勝宝元年七月乙巳に、諸寺墾田地の限を定め、大安、薬師、興福、法華、諸国々分寺に寺別一千町、東大寺に四千町、元興寺に二千町、弘福、法隆、四天王、学福寺、新薬師寺、建興寺、下野薬師寺、□□觀世音寺に寺別五百町、諸国々分尼寺等に四百町、その他の定額寺に寺別一百町とした如きは、その代表的事例であらふ(聖武紀)。天平勝宝元年同八月廿三日には、官大寺の寺等に永く或本□田10町づつを置いてゐるのもこれである(三代格5官符)。その他臨時に、各寺別に、国家(政府)、天皇から田園を寄進せられたことは枚挙にいとまないので、それらが皆、その寺の寺田を構成する主代となった。この外に、封戸の寄進がある。更に稲、銭貨、さらに奴婢等が施入せられることもまた愈々である。

かやうに国家からして経済的保護を受け得る特権を官寺はもってゐた。これに反して私寺には原則としてそれがない。尤も古く大化元年に朕詔して、「凡向天皇、至尔伴造、所造之寺、不能营者、朕皆助□、会仰寺司祭寺主、巡行□寺、驗僧尼、奴婢、田畝之实、両貴顕奏上」とあるやうに(孝徳紀)、官寺、私寺の差別なく、国家的優越を得たこともあるけれども、それは佛教が渡来して、未だ確たる基礎を据えず、寺院の数も少かったのみならず、仏教を以て政所政治の一役割を果たさせやうとする政策から来たものであつて、これを基礎事情の一つとして、これ以後、仏教が大いに栄え、随って寺院の数が多くなるに及んでは、国家がこれを悉く経済的に保護することは到底出来ることではない所からして、却って寺院を整理するといふ現象さへ生み出したのである。

初め仏教がその基礎を据えた推古朝三十二年現在の寺院数は、四十六ヶ寺で、僧は八百十六人、尼五百六十九人、合せて一千三百八十五人であったといふ(推古紀□2.9丙子)。この状態は、奈良朝時代に入るに及んで加速的に増加していったわけで、この状態につき、総括的に、三善清行の言を借りて云へば、

欽明天皇之代、佛法遣使本朝、推古天皇以後、此教盛行、上自群公卿下至諸国黎民、無建寺塔者、不列人数、故傾昼夜時、興造浮囹競捨田園以為佛地、多買良人以為寺奴、降及天平、弥以尊重、遂傾田園多建大寺、其堂宇崇、佛役之大、工巧之妙、莊嚴之寺、有如鬼神之製、似非人力之处、又令七道諸国遣国分二寺、造作之費、各用其国正税、於足天下之費十分而立、

といひ、更にその僧侶について「天下人民三分之二、皆是先着者也」といふ状態になった(本朝文粹三善清行意見奉事)。かやうな状態に進展するも、国家としては、最早や寺院を垂差□に保護することを仰出くなり、却って、寺院聖職の政条をとるに至るのに、寧ろ当然のことである。

(注記)

\*東大寺要録一に大神宮弥宣区平日記を引き、東大寺を御願寺としたといふ記事アリ

\*\*貞観十四年十一月一日の官符に、延暦寺の定日院、総林院、四王院の三院は「代々聖朝謂發御願、所建立也」とある(三代格2)。占御寺は清和天皇の御願として建立した。藤原氏が僧の真雅と力を合わせて建立し、(公家施入田園次第)。(清和紀 貞観18.8.29)。淳和院は「(乱筆に付き読めず略す)」(扶桑略記二十元暦5.12.11)

\*\*\*元慶八年四月、伊豆国分尼寺失利三ヶ日焼亡したので、そのうち同国定願寺を尼寺に充て、継情ハ尼寺の分を出さず(陽成紀)。

## 九講

寺院の形現は天武天皇の頃から起つてゐる。天武天皇八年四月詔して、諸の食封ある寺の所由を商売して、加るべきは加へ除くべきは除かし之、諸寺の名を定めしめてゐるのが始まりである(天武紀)。つまり保障すべき(経済的に)寺院と然らざる寺院とを区別してゐるので、一種の整理策である。ついで九年四月には、自今以後は、国の大寺なる二元を除く以外は官司治むるなかれ、尤も食封ある寺は先後之三十年を限りとし若し年を数へて三十年に満ちたならば、これを除いて政府かへせとあつて、二元大寺以外は、官寺に非ずとし、国家から支給せる食封と三十年限り没収して、自然に整理しやふといふわけであつて、この時、飛鳥寺を司の治に関はるべからず、官

寺外としてゐる。但しこの詔の終りに「然之為大寺官司恒治、復爵有功、是々猶入官治之例一」とあったやふこの整理策以不□□の傾がある(天武紀)。(朱鳥元年檜隈寺、榎寺、大窪寺、に各百戸、巨勢寺に二百戸を賜って三十年を限りとしてゐるが、この経済的整理策の一の現れ)。(天武紀)

かかる国家財政上からの整理策について、寺院そのもの、事情に基づく整理策として、霊龜二年五月十五日に、寺院合併の令が発せられた。それによって、諸国の寺家は早く法の如くでなく、僅かに「僧堂始闢、争御題額、幢幡供施、群訴田畝、或驗不修、馬牛群原、内庭荒廢、荆棘弥生、遂使遣上学役、示蒙塵穢、其得法蒔、不免風雨、多歴年代、徒無構成」故に今数寺を併兼して、一区に合成し、力を協せて造建し頽居を再興すべし、諸国司等は宜しく朋に国師、学僧及び檀越等に告げて諸国の寺家を叙して、財物を合併し、使に附して奏聞せよとある(天武記、武智麻呂伝)。この趣旨に基づき養老五年五月五日には、七道の按察使並に大宮府をして、諸寺を巡察し便宜に随ってそれを併合せしめてゐる(天武紀)。(述先幾つか説にたるに、この合併令は、□の云家の先天形の寺院政策の影響によるものであらふ)。(注記あり、講末に記す)

兎も角もかやうな併合令が出て、そののち二十年を経て天平七年六月五日になり、この併合令を廃止した。すなはち、今より後は寺々で務めて修造を加へ、若し懈怠ありて、造成を存にしなければ、前に准じて併合し、また既に併合し畢った寺院は分折する必要なしと令した(聖武紀)。これは寺院興隆策であった。抑々合併策も消極的意味において、佛寺の態度を□くなるものであるから、一つの興隆策ともいへるが、ここに至って特権的な興隆策となった。而してその結果は、寺院濫造の弊害を来たし、前に清行の意見封事に云ふやうな、国家的見地からして、困ったこと、また、延いては僧侶の勢力を政治の上にも誘致して、僧玄昉とか道鏡とかの如き場合をも生じた。この形勢は、聖武、孝謙、淳仁、称徳の御四代の間のことである。これについて御立聞になった、光仁天皇は、専ら整理緊肅政治を行はれ、桓武天皇もまた、同じ方進であった。その結果として、延暦二年六月には嚴重な取締が行はれた。すなはちその時の勅に、定額諸寺はその数に限りがある。私寺を□任すること先に既に制を立つ(私営作先既立制)此来所司宮縦曾不糾察、如經年代爰地不寺、凡今以後私立道場、田宅園地擁弛、并売与、并売買与寺」に嚴罰に処すべしと令した(三代格十五、官符、桓武紀)。

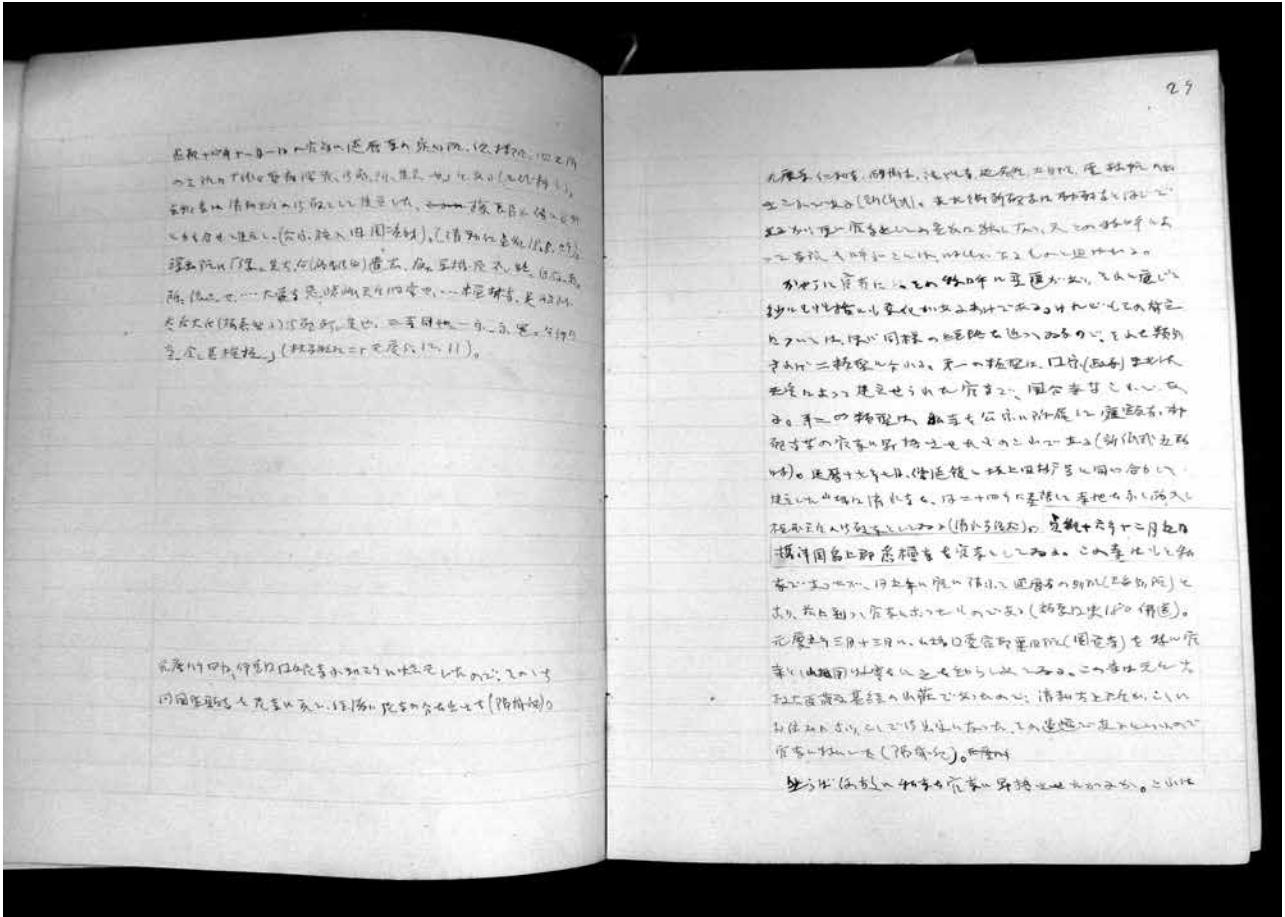
この禁制は比較的嚴重に行はれたやうで、これより後、たとへ寺院を建てる寺があつても、一で勅許を経て、認めてもらったやふで、例へば、延暦十一年に、藤原清河が住宅を捨て、寺とすることを許されて、これを知恩院と号し(桓武紀)、同二十四年に坂上田村麻呂の造った清水寺に、特に官寺を□って寺地を賜った。その頃私建立の寺は、悉く破却して、これも東寺と西寺とになしてゐたやうであるが、特に清水寺のみは許されたわけである(清水寺文書)。最澄が延暦七年に鍬始た比叡の寺も、二十五年になって始めて公認せられた。( )。空海も始来に高野山を入定の地として賜はらんことを許されたので、それが後に金剛峯寺になったものである( )。また天長元年に和氣清麻呂の先に建てた神護寺の代りに高雄の山寺を充て、それを神護寺といふ号を特に称された( )。

かやうに嚴重に私寺の建立を取締ったが、仁明朝頃から、次第に弛んで、私寺が続々と建立せられ、無制限に公認せられる傾向になった。その例は極めて多いので、墾宅とか別荘を寺院にすることが盛んに行はれた。貞觀元年正月十日、正三位権中納言平高棟が、山城国葛野郡にある別荘を道場とし、額を平等寺と賜はらんことを請了して許されてゐる如きその一例である(清和紀)。その後藤原時代となるに及んで、かかる傾向は愈々盛んとなり、藤原良房の貞觀寺を始として、基經の極楽寺、忠平の法性寺、兼家の法樂院、為光の法住寺、行成の世尊寺等となり、終に道長の法成寺となるので、ここに到って寺院建立は委任制といふことになった。尤に、堀河朝の寛治元年八月廿九日に左右京職、檢非違使に命じて、京都中に堂舎を建てることを禁制せしめてゐる。それに「此来両京之間、多建堂舎事、雖朝家□不可然」とあつて、先例に任せて取締ふと見えてゐる(本朝世紀、寛治元、八、廿九)。

かやうにして、奈良平安時代を通じて、寺院整理令が幾度かくり返し発せられてゐる。その保□寺といふことは、寺院濫造の弊が常にあつたからである。而して、その濫造せられる寺院の性質地位は、私的なもの即ち私寺であつて、この私寺が極めて多数に、建立せられたことになるのである。この場合、私寺建立に當つて、経済的に、また社会的に重要な役割を演ずる者は、実に、檀越であつた。次に檀越をめぐる諸般の事情についてのべやう。

(九講左頁)天平六年十月十四日官符「諸寺佛像經卷安置穢行、露当風雨、理不可然、宜取集安置淨寺一密、以令施香玉し拜供養、若檀越共、請置淨所供養旨、許之者(政事要略五十六、定額寺3)





『西岡虎之助講義録』1938年分(29丁 八講部分)

凡例

下線部は西岡の既発表論文と対応するものを示す(実線は完全一致、破線は大略一致)。該当論文は下記の通り。

- 1 講 西岡虎之助(1929)「古代における神社の荘園 一 古代における神田の荘園化」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)
- 2 講 西岡虎之助(1931)「古代における武士の荘園 二 佐々木荘と宇多源氏との関係」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)、西岡虎之助(1932)「古代における神社の荘園 六 熱田社領を背景とする大宮司家の變遷」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)
- 3・4 講 西岡虎之助(1928)「奈良・平安時代における神人の活動 一 宇佐神人の場合」『西岡虎之助著作集 第一巻 社会経済史の研究 I』(三一書房)
- 5 講 西岡虎之助(1939)「古代における神社の荘園 五 出雲大社領の成立と發展」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)
- 7 講 西岡虎之助(1928)「文化史における天皇 二 聖徳太子時代」『西岡虎之助著作集 第四巻 文化史の研究 II』(三一書房)

注記：翻刻に際しては小林真侑卒業論文を底本として、2020年前期日本史ゼミ演習で検討し(山村・中出・三谷・梅本・林田)、今次投稿に際して海津が原本全てを校閲した。(海津 一朗)